

○西紋別地区環境衛生施設組合公平委員会規則

〔昭和 51 年 4 月 1 日〕
規 則 第 1 号

(総則)

第 1 条 公平委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 8 条第 2 項各号に規定する事務を処理するため、法及び別に定める規則のほか、この規則の定めるところによる。

(委員会の議事)

第 2 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

2 会議を招集するとき、委員長は、会議に付すべき事案、会議の日時及び場所を予め委員に通知しなければならない。

(委員会の事務)

第 3 条 委員会に書記を置く。

2 書記は、委員長の命を受け委員会に関する事務を処理する。

3 書記は、組合職員をもって兼ねさせることができる。

(議事録の確定)

第 4 条 法第 11 条第 3 項の議事録は、委員全員がこれに署名して確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。